

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第20号

園の将来を見据えて早めの準備を

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Topic

園から相談を受ける中で、将来の園運営の担い手をどうするかという問題に直面し、また今後直面するであろう園が多く存在していると日々感じています。

今はまだご自身で運営できているとしても、将来も同じようにできるかという、必ずしもそうではありません。将来のことを全く考えていないのは論外ですが、考えていたとしても後継者候補がない、見つからないという園は多いのではないのでしょうか。

園の将来を見据えたときに、後継者問題は避けては通れません。後継者候補を現在進行形で育成しており問題なく成長しているとか、そこまで固まっていなくても後継者候補がいるのなら、その後継者候補に上手に園事業を承継していくことに注力すべきです。

しかし、後継者が思うように育たないとか、身近なところで適任者が見つからないということになりますと、また別に考える必要が出てきます。

後継者の見込みが立たない場合にとり得る方向性としては、閉園するか事業を譲り渡すかの2つの選択肢があります。

閉園するという方向性で考えた場合、急に「今年度いっぱい園を閉じる」と言ってしまうのは利用者に迷惑が掛かりますから、段階的に縮小していく方策を考えなければなりません。数年計画で話を進めていくべきでしょう。

事業を誰かに譲り渡すという場合には、①理事長など経営トップになれる人を全くの外部から招聘する、②園の事業を別法人に譲り渡す、③法人ごと別の法人に譲り渡す、といった選択肢があります。①であれば話は単純ですが、②や③の場合などには、譲り渡される側の立場もありますので、時間をかけた綿密な準備が必要です。

閉園するにしても事業を譲り渡すにしても、事前に行政との協議や職員に対する十分な説明が必要になることは、言うまでもありません。

どう考えても今後相当長期にわたる少子化は避けがたく、子どもの数はどんどん減り、園の利用者が絶対的に少なくなります。日本社会全体としては、早晩、園の数も縮小していく方向性になるでしょう。将来、自園をどのようにしたいかということについて、よく考えておくべきです。

今回のコラムで記載したことは、決して遠い将来の話ではないと考えています。早い段階から準備しておくに越したことはありません。こうした事柄に弁護士が関与するイメージはあまりないかもしれませんが、事業承継や事業譲渡の場面で弁護士がお手伝いできることはたくさんありますので、お気軽にご相談ください。

卒園まで一緒だよ

